

計算書類に対する注記（法人全体用）

社会福祉法人 若葉福祉会

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

・平成19年3月31日以前に取得をしたものについては旧定額法、平成19年4月1日以降に取得したものについては定額法によっている。

(2) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

1 社会福祉施設職員等退職手当共済制度においては、掛金支出時に費用処理している。

2 群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済制度においては、退職給付引当資産、退職給付引当金とともに掛金累計額を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

(1) 社会福祉施設等退職手当共済制度

(2) 群馬県社会福祉協議会民間社会福祉施設等職員共済制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類（第一号一様式、第二号一様式、第三号一様式）

(2) 計算書類の省略

資金収支内訳書	「第一号二様式」	事業区分資金収支内訳書	「第一号三様式」
事業活動内訳書	「第二号二様式」	事業区分事業活動内訳書	「第二号三様式」
貸借対照表内訳書	「第三号二様式」	事業区分貸借対照表内訳書	「第三号三様式」

(3) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 若葉保育園拠点（社会福祉事業）

- ・「若葉保育園」
- ・「法人本部」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物（基本）	19,242,127	0	582,639	18,659,488
合計	19,242,127	0	582,639	18,659,488

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
基本財産			
建物(基本)	30,023,500	11,364,012	18,659,488
小計	30,023,500	11,364,012	18,659,488
その他の固定資産			
建物	2,409,000	1,958,549	450,451
構築物	680,000	75,933	604,067
器具及び備品	14,334,664	12,610,726	1,723,938
ソフトウェア	381,250	147,916	233,334
小計	17,804,914	14,793,124	3,011,790
合計	47,828,414	26,157,136	21,671,278

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし